

経済要録

国内

◆総合経済対策について

政府は、2月8日、経済対策閣僚会議を開催し、「総合経済対策」を決定した。その内容は以下のとおり。

I. 景気浮揚のための内需拡大

1. 所得減税の実施等

- (1) 現在の景気の低迷を打開するため、平成6年度限りの措置として5兆4,700億円の所得税・住民税の特別減税を実施する。
- (2) 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税率の特例は、平成5年度末をもって廃止する。
- (3) 税制改革については、公正で活力ある高齢化社会を実現するため、引き続き検討を進め、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。

2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額7兆2,000億円の事業規模を確保する。この新たに追加される分も含め、今後とも、労務、資材等の面で支障を生じないよう十分配慮し、所要の審査・手続きを円滑に進めつつ、公共事業等の円滑かつ着実な施行に努める。また、地方公共団体においても、地方単独事業を含む事業の円滑かつ着実な施行を図るよう要請する。

- (1) 一般公共事業については、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆5,900億円（公団等の事業を含む）を追加する。

このうち、公共事業の円滑な実施を図るた

め、地価動向に十分配慮しつつ、7,800億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

- (2) 国民生活基盤、研究開発基盤等の充実を図るため、教育、研究、医療等のための施設等の整備を推進することとし、事業費6,100億円を追加する。
- (3) 地方単独事業については、地域の実情に即し、生活環境の質の向上、地域の活性化等の観点に立って、平成6年度の事業執行を含め、切れ目なく積極的に展開していくこととし、平成5年度においても、その弾力的、機動的な執行を図ることとし、3,000億円の事業費の追加を要請する。

また、公共用地の先行取得については、1兆5,000億円の規模で事業費の拡大を要請する。

- (4) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の事業規模1兆2,000億円を追加する。

3. 住宅投資の促進

住宅投資については、良質な住宅建設を促進し、景気拡大に資するため、住宅金融公庫の融資の追加及び住宅関連税制の拡充を図るほか、容積率の割増制度の運用の弾力化、住宅建設コストの低減策、住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

(1) 住宅金融公庫の融資の追加

住宅金融公庫の融資について、貸付枠を7万戸追加し、77万戸（当初貸付枠比22万戸増）とする。

(2) 住宅関連税制の拡充

住宅関連の税制に関しては、住宅建設の促進に資する観点から、以下の有効かつ適切な措置を平成6年度税制改正において講

する。

- ① 住宅取得促進税制の所得要件を緩和する。
- ② 住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例について、特例計算限度額を引き上げるとともに、所得要件等を緩和する。

(3) 容積率の割増制度の運用の弾力化等

- ① 特定街区、高度利用地区等における容積率の割増制度について、地域の実情等に応じ、一定の計画的な住宅プロジェクトについては、より適切な割増しが可能となるよう運用の弾力化を行うほか、容積率の割増しを受けられる総合設計制度を活用できる敷地の規模の下限が弾力的に引き下げられるよう特定行政庁に対して要請を行うなど、制度の積極的活用を図る。
- ② 住宅に係る容積率規制について、地下室の床面積の取扱いにつき見直しを行う。

(4) 住宅建設コストの低減

良質かつ低廉な住宅の供給を実現し、潜在的な住宅投資需要を喚起するため、次の各措置を講ずる。

- ① 住宅建設コストを低減するためのアクション・プログラムを策定し、各種規制の合理化、消費者への情報提供、住宅輸入や外国住宅部品、建材の円滑な導入等を進めることにより競争条件を整備するとともに、生産・流通の合理化、技術開発等を推進することにより、住宅関連産業の発展に向けた環境を整備しつつ、住宅建設コストの引下げを図る。

- ② 定期借地権制度の利用により安価な住宅地の供給を促進するため、制度を広く周知し、その普及定着を図るとともに、制度の利用が円滑に行われるよう適正な市場の育成等諸条件の整備を行う。

(5) 住宅宅地供給のための諸施策

中堅所得者向けの優良な公的賃貸住宅の供給や、公共賃貸住宅の建て替え及び改善、住宅宅地関連公共施設の整備等を推進する。

4. 民間設備投資を促進するための税制上の措置

引き続き民間設備投資の促進を図るため、

- ① 中小企業者等の機械装置一般及び事務処理の能率化等に資する一定の器具備品（10機器）を対象に、中小企業の設備投資を支援するため、30%の特別償却と7%の税額控除を選択適用する中小企業機械投資促進税制、
- ② 時短・就業環境改善、環境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合理化投資を支援するため、30%（中小企業は36%）の特別償却と7%（中小企業は8.4%）の税額控除を選択適用する高度省力化投資促進税制について、平成6年度税制改正において、適用期限（平成6年6月30日）を平成6年12月31日まで延長する。

II. 課題を抱える分野における重点的施策の展開

1. 土地の有効利用の促進

土地の有効利用を通じ、公共事業、住宅建設、都市開発や民間事業等の推進を図るため、公共用地や民間都市開発事業用地の先行取得のほか、土地の有効利用等のための税制上の措置、適切な有効利用を支援するための仕組みの整備、不動産取引情報の充実、監視区域制度の弾力的運用、不動産共同投資のための事業環境整備等土地の有効利用を円滑に進めるための措置を講ずる。

(1) 公共用地の先行取得

- ① 公共事業等の円滑な実施を図るとともに、土地の有効利用にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額2兆2,800億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(a) 国庫債務負担行為を含め一般公共事業として事業費6,100億円を追加する。

(b) 都市開発資金融通特別会計、特定国有財産整備特別会計等において、事業費300億円を追加する。

(c) 日本道路公団等の事業費1,400億円を追加する。

(d) 地方公共団体等における用地の先行取得の積極的促進を引き続き図るため、土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取

得債等による積極的な対応を図ることにより、今後平成6年度を含めて、1兆5,000億円の規模で事業費の拡大を要請する。

(2) 用地の先行取得を円滑に推進するため、次の措置を講ずる。

- (a) 地方公共団体による公共施設等のための用地取得を促進し、都市施設の整備や再開発を推進するため、都市開発資金融通特別会計の融資制度を拡充する。
- (b) 大都市地域において住宅・都市整備公団が行う良質な住宅宅地供給を適切に推進するため、出資金により用地の先行取得を促進する制度を拡充する。
- (c) 地方住宅供給公社による大都市地域の工場跡地、国鉄清算事業団用地等の先行取得を促進し、住宅市街地の形成を推進するため、用地取得に伴う利子負担を軽減するための助成制度を創設する。
- (d) 市街化区域内において平成6年度末までに地方公共団体等が行う相当規模以上の基幹的な公共施設の用に供するための土地の先行取得については、利子負担軽減のため所要の措置を新たに講ずる。

(2) 民間都市開発事業による土地の有効利用の推進

民間事業者による優良な都市開発事業の円滑な推進を確保するため、(財)民間都市開発推進機構において、民間都市開発事業の用に供する土地の先行的な取得を行う制度を創設する（5年間の措置、事業規模5,000億円）。

また、同機構による低利融資等の支援措置の対象となる地域を、当分の間、東京23区等三大都市圏の都心部にまで拡充する等により、民間事業者による一定の都市開発事業を支援し都市機能の増進を図る。

(3) 土地の有効利用等のための税制上の措置

土地関連の税制に関しては、土地取引をめぐる諸事情を踏まえ、土地基本法に基づく制度の基本的枠組みの中で土地の有効利

用等に資する観点から、時限的に、以下のような有効かつ適切な措置を平成6年度税制改正において講ずる。

- ① 市街地における土地の有効利用を促進するため、業務用を含む優良建築物を建設する事業等のために土地等を譲渡した場合を、新たに長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象とする（法人の場合は10%追加課税を行わない）。
- ② 企業の長期保有資産を利用した設備投資の促進を図るため、長期保有の土地等、建物又は構築物を譲渡し、三大都市圏の既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械装置を取得した場合に、買換資産につき一定割合の圧縮記帳を認める。
- ③ 住み替えを一層促進するため、特定の居住用財産の買換え特例の譲渡価額要件を適正な範囲内で引き上げる。
- ④ (財)民間都市開発推進機構の活用による都市開発事業用地の先行取得と都市開発事業の実施を支援するため、所要の税制上の措置を講ずる。

また、三大都市圏の特定市の市街化区域内における特別土地保有税の課税の特例（いわゆるミニ保有税）は、平成6年1月1日以後に取得された土地については適用しないこととし、平成6年度税制改正において所要の措置を講ずる。

(4) 土地の有効利用を円滑に進めるための措置

- ① 低未利用地有効利用促進協議会の設置等
都心部における低未利用地についての詳細な実態把握を緊急に行うほか、地方公共団体等を構成員とする低未利用地有効利用促進協議会を設置して、低未利用地に関する情報の交換等を行うとともに、これを踏まえた地方公共団体による計画策定を行うことによって、地域の実情に合った土地の有効利用を推進する。

② 土地取引関連情報の充実

証券、商品と比較して整備が遅れていた不動産取引市場に対し、不動産取引を

行う際の基礎情報である市場相場を機動的に把握し提供することができるよう、不動産流通機構に蓄積された土地、住宅等の成約情報を機動的に加工分析し、不動産市況情報として提供を行うためのシステムを整備する。

③ 監視区域制度の弾力的運用

監視区域制度については、期間を定めて区域を指定し、届出対象面積を適切に設定、変更し、指定の事由がなくなった時に解除するという機動的かつ弾力的な運用を前提とした制度であることにかんがみ、引き続き、最近の地価動向等を踏まえて、地域の実情に応じた区域の指定、届出対象面積の緩和、指定の解除を行う等制度の弾力的な運用を図る。

④ 不動産共同投資のための事業環境整備

広く資金等の提供を受けて不動産事業を行い資金等の提供者である事業参加者に収益の分配等を行う事業について、事業参加者の保護のあり方についての検討を含め、事業環境の整備を行い、その健全な発展を図る。

2. 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次のとおり、中小企業がその経営環境の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう支援策を強化するとともに、一層の経営安定と活性化を図るために金融措置の拡充を行うこととし、これにより総額1兆3,000億円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する。

(1) 中小企業の構造的な経営環境の変化への対応の支援

① 企業家精神に富み将来成長の可能性がある中小企業の新事業展開を強力に支援するため、事業性を的確に評価するための審査体制の確立等を図りつつ、貸付けの一部を無担保で行う新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫に創設する。

② 厳しい経営環境の中で、人材を確保しつつ事業の拡大を行う中小企業を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公

庫等に中小企業成長支援特別貸付制度を創設する。

③ 中小企業の新分野進出等の努力を一層支援するため、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の適用範囲の拡充を図るとともに、全国各地において、新分野進出等に成功した事例についての研究会の開催等を行う。

また、同法に定める特別中小企業者等に対し、平成6年度税制改正において、設備投資減税、試験研究関連税制及び欠損金の繰戻し還付の特例措置を講ずる。

④ 低迷の続く中小企業の設備投資に対する継続的な支援を行うため、平成6年度税制改正において、中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限を平成6年12月31日まで延長する。

(2) 中小企業等の経営安定対策

① 中小企業の資金繰りを一層支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における運転資金支援特別貸付制度について、要件緩和、貸付規模の追加及び取扱期間の延長を行うとともに、連鎖倒産防止の観点から貸付対象の拡充を行う。

② 中小企業の一層の経営安定を図るため、緊急経営支援貸付制度の要件緩和、貸付規模の追加及び取扱期間の延長を行う。

③ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に高金利の既往債務を有する中小企業の返済を円滑化するため、返済資金緊急特別貸付制度について、高金利部分の金利の支払いを一時的に繰り延べができる措置の導入、取扱期間の延長等を行う。

④ 担保不足により資金繰りが悪化している中小企業や親企業の工場閉鎖等の影響を受ける下請中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種等の指定を弾力的に行うとともに、特定業種に属し支援の対象となる中小企業の認定要件の緩和を行う。

⑤ 中小林業・漁業者等に対する金融の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進

資金の貸付枠の拡充等を行う。

(3) 中小流通業対策

- ① 厳しい経営環境に直面している商店街の活性化を一層推進するため、中小企業事業団の高度化融資制度に、中小企業が商店街又はその隣接地域に公共的施設を含む個店集積体を作りこれを核として商店街の活性化を行う事業（商店街パティオ事業）を創設する。
- ② 販売促進を図るための人材確保を通じて中小流通業の発展基盤の一層の整備を行うため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小流通業発展基盤整備特別貸付について資金使途を追加する。

(4) 地域中小企業対策

困難な状況にある地域中小企業の活性化を図るため、国と地方公共団体が協調して行う地域中小企業特別支援貸付制度を創設する。

(5) 小規模企業対策等

- ① 設備近代化資金貸付事業及び設備貸与事業における貸付・貸与の限度額を引き上げるほか、設備貸与事業について、対象となる業種、設備の拡充を行うとともに割賦損料、リース料率の引下げを行う。
- ② 小規模企業の活力を支援するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会等が行う小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設の設置を円滑に推進することとし、全国各地において、商工会等を対象に当該施設の設置に関する研究会の開催等を行う。
- ③ 中小企業の機械設備の導入を促進するため、中小企業信用保険公庫における機械類信用保険制度の対象となる機械類の拡充を行う。

3. 農業の国際化対応のための緊急対策

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置が導入されることを踏まえ、担い手の確保を含め効率的・安定的な経営体の育成等を通じた農業の体質強化を緊急に推進し、望ましい農業構造を実現するため、

低コスト生産の実現、経営の複合化等に資する総額2,300億円の公共投資の追加、農林漁業金融公庫等における農業の経営規模拡大等に資する資金の融資枠の拡大等を内容とする国際化対応緊急農業対策を講ずる。

4. 雇用対策

本対策による経済の活性化を通じ雇用の拡大を図るとともに、最近の雇用失業動向を踏まえ、雇用の安定に万全を期するため、雇用支援トータルプログラムを速やかに実施するなど、次のとおり、総合的な雇用対策を推進する。

(1) 企業の雇用維持支援の強化等による失業の予防

企業の雇用維持努力を一層支援するため、雇用調整助成金制度の一層の拡充や新分野開拓等による企業の中長期的な雇用維持努力への支援を行うとともに、出向支援システムの整備、職種転換のための能力開発の支援等を行う。

① 雇用調整助成金制度の拡充等

雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準について、経済の調整過程の長期化に対応した大幅な緩和措置を講ずるとともに、緊急雇用安定地域等の機動的指定を行う等、制度の一層の活用・充実を図ることにより、失業を予防し、教育訓練、出向、一時休業による企業の雇用維持努力を支援する。また、新分野開拓等の事業再構築を通じた雇用維持を支援するための助成制度を創設する。

② 出向支援システムの整備

失業を経ない労働移動を円滑化するため、出向者を受け入れた事業主に対する助成制度の創設、産業雇用安定センターによる機動的な出向の斡旋や情報の提供等により、中高年齢ホワイトカラー労働者等の産業、企業間における出向を支援する。

③ 職種転換のための職業能力開発の支援

中小企業の事業転換等に伴い必要となる能力開発に対する助成金等の助成率を引き上げるとともに、職業能力開発サービスセンターにおける相談援助体制の強化を行う。

(2) 離職者の再就職促進等

離職者の失業期間をできる限り短くし再就職を促進するため、中高年齢離職者に特に手厚い配慮をした特定求職者雇用開発助成金制度の拡充、再就職手当の拡充を通じた雇用保険受給者の再就職意欲の喚起、合同選考会の機動的開催、女子・高齢者等に対する職業訓練の拡充等を行うとともに、男女間の雇用機会の均等に配意しつつ、新規学卒者等に対する就職支援対策を実施する。

(3) 地域雇用対策の強化等による新たな雇用機会開拓への支援

雇用機会が不足している地域等において魅力ある雇用機会を創出するため、大規模雇用開拓促進助成金制度、地域雇用環境整備助成金制度、地域雇用開拓助成金制度等の拡充や、雇用を増大させつつ労働時間を短縮する中小企業への新たな助成等により、地域、中小企業における新たな雇用機会の開拓を支援する。また、雇用開拓のための具体的な構想の策定に対する支援等を通じ農山村における雇用安定を図る。

(4) 高年齢者等の雇用就業機会の確保

高年齢者の雇用機会の開拓・確保を図るため、高年齢者多数雇用特別奨励金制度を拡充するとともに、障害者の雇用の促進と安定を図るために、特別定着指導等を実施する。

5. 金融・証券市場に関する施策

(1) 資金の円滑な供給

- ① 中小企業を含む企業の資金需要に適時適切に対応できるよう、民間金融機関に対して、融資態勢を一層強化するよう要請する。
- ② 担保に余裕のない中小企業に対する融資に係る信用保証協会の信用保証制度について弾力的運用の強化を行う。
- ③ 金融機関が、株式市場の動向を踏まえつつ、優先株や永久劣後債の発行等自己資本充実手段の多様化を図ることにより、自己資本の一層の充実に努めるよう求める。
- ④ 最近の地価動向等を踏まえて、良質な住宅宅地供給や土地の有効利用を促進す

るため、実需に見合った土地取引に必要な資金を円滑に供給する観点から、当分の間、土地関連融資に係るいわゆるトリガー方式の適用を停止する。

- ⑤ 銀行の自己資本比率規制における地方公共団体向け債権のリスク・ウエイトを、その実態に即して引き下げ、地方公共団体の民間からの資金調達の一層の円滑化を図る。

(2) 不良資産の処理促進

- ① 金融機関による(株)共同債権買取機構への買取債権の積極的な持込みを推進することにより、金融機関の不良債権に係る損失の早期処理を促進する。

また、同機構が、金融機関による担保不動産に係る権利関係の調整に協力するとともに、地方公共団体等に対して不動産情報を積極的に提供することにより、担保不動産の処分を促進する。

さらに、競売手続の円滑な活用を図るための環境整備についても検討する。

- ② 金融機関が不良債権の実態に即した必要な償却を行うとの趣旨を徹底し、償却の一層の促進を図るとともに、そのための当局の体制についても引き続き充実・強化に努める。

また、最近における不良債権の実態にかんがみ、引当制度の運用を改善し、貸倒れには至っていないものの回収に危険のある債権についても、金融機関自らの判断によりリスクに応じた必要な引当が行われるようにする。

(3) 金利減免債権の流動化

関係金融機関が各ノンバンク等の再建計画と整合性をとりつつ、財務体質の改善を図るため、特別目的会社（再建計画の実行を管理する会社）を設立し、これに対して金融機関が抱えるノンバンク等向け金利減免債権を流動化することについて検討する。

(4) 証券市場の活性化

- ① 自己株式の取得に関する規制の緩和について、今国会に関連法案を提出すべく

引き続き検討を進める。

- (2) 時価発行公募増資の再開等、証券市場、証券取引に係る手続きの簡素化、規制の緩和等を引き続き推進する。また、今後の株式市場の状況等をも見極めつつ、企業の新規公開（上場及び店頭登録）の一層の促進について早急に検討を行う。
- (5) 金融政策の機動的運営
内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

III. 経済活力の喚起のための発展環境整備

1. 規制緩和等の推進

(1) 規制緩和等の実施

「総合的な経済対策の推進について」（平成5年4月13日経済対策閣僚会議決定）に基づく許認可等の見直し結果を踏まえて、「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月8日行政改革推進本部決定）に盛り込まれたとおり、各般にわたる公的規制の緩和等を実施する。このうち、特に新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセスの改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済コストの削減等の経済的效果を期する観点から、別紙(略)に掲げる事項をはじめとした規制緩和等を実施する。

(2) 規制緩和等の計画的な推進

(1) の措置による成果をも踏まえ、引き続き、公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の發揮を確保するため、今後とも公的規制の見直しを進めることとし、平成6年度内に、5年を期間とする規制緩和を推進するための計画を策定する。

2. 新規産業創出の促進と発展への支援

国民のニーズの変化や新たな技術開発等が進行する中で、内需主導の国際調和型の産業構造の形成や国民生活の質の向上等に資する新規産業の発展を支援し、創造的な事業展開

を促すため、次の措置を講ずる。

- (1) 新分野展開を支援するための融資制度の創設等
 - ① 産業構造調整を進めつつ中長期的発展基盤の強化を図るため、開発・生産体制の集約化を行うとともに、雇用の確保や下請関連企業の行う事業に特段の配慮を行っている企業による新技術開発及び新分野進出事業を支援する低利融資制度を日本開発銀行等に創設する。
また、規制緩和措置の実施に伴い創出される新規事業への投資や既存事業への新規参入投資を促進するための融資制度を日本開発銀行等に創設する。
これらにより1,000億円程度の貸付枠を追加する。
 - ② 新商品の生産や新たなサービスの提供を行う事業の資金調達環境の円滑化により、経済環境の変化に即応した産業分野の開拓を図るため、特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく産業基盤整備基金等の助成措置について、再保証の弾力化、出資対象企業の拡大等所要の運用改善を行う。
- (2) 新分野事業創出の契機となる情報化、研究開発等の推進
新たな事業分野の創出に資するデータベースやソフトウェアの整備、研究開発、人材の育成等を推進する。
また、情報通信分野においてニュービジネスの創出を図るため、簡易型携帯電話システムの事業化、CATV等地域情報通信市場の活性化などを推進する。
- (3) 中小企業の新規事業創出等のための支援措置
中小企業の新規事業創出等を支援するため、新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫において創設するとともに、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に定める特別中小企業者等に対する税制上の支援措置を講ずる。

(4) 新規発展産業に関する政策的対応のあり方と将来への展望

情報通信関連、住宅関連、都市関連、エネルギー関連、環境関連、福祉関連をはじめ、将来的な発展が期待され、かつ、今後の国民生活の質の向上や雇用機会の開発につながる分野の産業について、各分野において、適切な政策的対応のあり方やその将来展望とともに、産業構造の姿を明らかにする。

(5) 競争政策の新たな展開

我が国経済における公正かつ自由な競争を一層促進し、競争制限的な民間慣行を厳格に排除するために、審査体制の一層の整備等からなるカルテル規制の強化を行う。

また、企業のリストラクチャリングの環境を整備する観点から、経済実態を考慮しつつ、合併、株式保有等に関する事務処理基準を明確化する等規制の一層の透明性の確保や、合併、株式保有等に関する届出等の簡素化について、所要の検討を行う。さらに、新規事業を育成する環境を整備する観点から、ベンチャーキャピタルの許容される活動範囲についての明確化の検討を行う。

3. 地域の視点に立った経済の活性化

地域の特性と創意を生かし魅力にあふれた特色ある地域づくりを進めるとともに、各地域の経済活力の発現を通じた経済の活性化を図ることが重要である。このため、各地域経済の実情を踏まえて公共投資等の拡大を行うほか、各種地域開発等に関連する許認可等事務手続きの迅速化等を図りつつ、業務核都市や大阪湾臨海地域の整備等大都市地域の秩序ある整備を進めるとともに、地方拠点都市地域の整備等地方圏の発展の拠点となる都市地域の機能強化や、広域的な生活圏相互の交流を円滑にし拡大する高規格幹線道路、鉄道、航空等の高速交通ネットワーク等の整備を引き続き計画的に進める。

4. 調和ある対外経済関係の形成

これまでに掲げた諸施策を通じる内需拡大や、ガット・ウルグァイ・ラウンド交渉の結

果締結される諸合意の実施に向けた着実な努力に加え、内外無差別及び公正かつ開放的な市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、開発途上国支援等による国際社会への貢献を通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進

- ① 外貿ターミナル等輸入関連インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を推進し、これと関連して、総合保税地域制度の活用を図る。
- ② 良質かつ安価な住宅の輸入を促進するため、引き続き、輸入住宅の常設展示場の確保を進める。
- ③ 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入促進センターを増設する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。
- ④ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の輸入品販売円滑化貸付につき、引き続き、低利融資を行う。

(2) 政府調達手続の改善

ガット政府調達協定改訂交渉の合意（平成5年12月15日）に基づき、今後、政府調達に関する協定の対象となる調達及び機関の範囲を拡大していくとともに、一般競争入札による調達機会の増大、政府調達に関する情報を内外の企業に対しより便利な形で提供するための体制の整備、公正かつ独立した審査体制による苦情処理手続の早急な整備のための所要の準備の推進等アクション・プログラムの一層の推進を図ることにより、我が国の政府調達手続における一層の透明性を確保し、公正な競争の機会を増大させるものとする。

(3) 市場開放問題苦情処理体制（OTO）の活用

市場アクセスの一層の改善に資するため、「市場開放問題苦情処理体制の整備について」（平成6年2月1日閣議決定）により本部長を内閣総理大臣とすることとされた市場開放問題苦情処理対策本部や市場

開放問題苦情処理推進会議の機能を積極的に活用する。

(4) 開発途上国への支援等

開発途上国への支援については、政府開発援助第5次中期目標及び開発途上国への資金協力計画に沿って着実な拡充を図るとともに、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するとの観点から、引き続き、即効性の高いプロジェクトへの協力を積極的に推進する等、適正かつ効果的・効率的な途上国援助の実施を図る。また、国際的な相互理解の増進等を一層促進するための体制の充実に引き続き努める。

◆「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」について

大蔵省は、2月8日、金融機関の不良資産問題の処理に対する基本的な考え方として「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」を策定、発表した。その内容は以下のとおり。

はじめに

(1) 金融機関の不良資産問題を解決するためにには、厳しく真剣な取組み努力と相当の調整期間が必要であることは、一昨年八月の「金融行政の当面の運営方針」において述べた通りであり、これまで、この「運営方針」に盛り込まれた各種の施策を逐次具体化し、実行に移してきたところである。

(2) 今般の総合経済対策においては、これを更に一步進め、税制、公共投資、住宅投資等を通じた景気浮揚のための施策とともに、土地の有効利用促進策や金融・証券市場に関する施策を幅広く実施することとした。このような施策を今後一体として推進することにより、金融機関が、経済活動に必要な資金を円滑に供給し、我が国経済の将来的な発展に貢献していくことができるよう、環境整備を図っていくことが重要である。

(3) 金融機関の資産内容悪化は、様々なレベルで金融機関に課題をもたらしている。

まず、貸付債権の中には、融資先企業の業

績低下等により、通常に比べて留意を要する債権がある。これらの債権は、金融機関の経営に直ちに影響を与えるわけではないが、各金融機関が自らの判断により、留意していく必要がある債権である。

次に、金融機関が、経営上の困難に直面した融資先に対して、金利減免等により支援を行っている債権がある。これらの債権は、長期にわたって金融機関の収益を圧迫するという問題のある債権である。

更に、融資先が破綻しているか、又は延滞している債権がある。これらの債権は、その一部につき回収不能が見込まれ、今後時間をかけて償却等により処理していく必要があるが、その額はなお減少する段階に到っている。

(4) 金融機関においては、かつてなく厳しい経営環境の下で、資産内容の実態に即した適切な対応を行っていく必要があり、償却等による処理が必要となるものについては、早期に処理方針を確定させ、計画的、段階的に処理を進めていくことが重要な課題となっている。

この課題は、金融機関が、徹底した経営努力を前提に、毎期の業務純益を主たる財源として、実質的な引当金である含み益などの内部蓄積も長い目で考慮しながら、所要の償却等を積極的に進めていくことにより、解決できるものである。

もちろんこの間、いわゆる横並び意識にとらわれることなく、各金融機関の実態に即した決算処理等が行われていく必要があることは言うまでもない。

(5) こうした観点から、金融システムの安定性を確保しつつ、金融機関が期待される役割を十全に發揮できるようにするために、①不良資産の処理促進、②金利減免債権の流動化、③資金の円滑な供給、及び④経営体质の強化等に全力を上げて取り組んでいく必要がある。このため、次のような行政運営上の指針に沿って、適切に対応を行い、今般の経済対策に盛り込まれた他の施策の実施と併せて、

不良資産問題の解決に向けて最善の努力を払うことにより、預金者保護と信用秩序の維持に万全を期すとともに、資金の円滑な供給が図られるよう努めていくこととする。

1. 不良資産の処理促進

金融機関の不良資産については、今後、次のような諸方策により、的確な処理を促進していくことが重要である。

① 不良債権についての償却・引当制度の活用

金融機関が不良債権の実態に即した必要な償却を行うとの趣旨を徹底し、償却の一層の促進を図るとともに、そのための当局の体制についても引き続き充実強化に努める。

また、従来、金融機関は、貸倒れ又はこれに準ずる状況にある債権について償却・引当を行ってきたが、最近における不良債権の実態に鑑み、引当制度の運用を改善し、貸倒れには至っていないものの回収に危険のある債権についても、金融機関自らの判断によりリスクに応じた必要な引当が行われるようにする。

② (株)共同債権買取機構の活用と担保不動産の処分促進

金融機関による(株)共同債権買取機構への買取債権の積極的な持込みを推進することにより、金融機関の不良債権に係る損失の早期処理を促進する。

また、(株)共同債権買取機構が、金融機関による担保不動産に係る権利関係の調整に協力するとともに、地方公共団体等に対して不動産情報を積極的に提供することにより、担保不動産の処分を促進する。

更に、競売手続きの円滑な活用を図るために環境整備についても検討する。

2. 金利減免債権の流動化

多額の不動産関連融資を抱えて資産内容が悪化し、経営上の困難に直面しているノンバンク等について、関係金融機関は、金融システムの安定性確保の重要性を認識した上で、長期的な展望の下に、自主的に適切な対応を行っていく必要がある。

これらのノンバンク等に対し、その再建計画

の一環として金利減免による支援が行われつつあるが、これら金利減免債権は、支援を行う金融機関にとっては長期にわたって収益圧迫要因になり、財務体質の改善上問題がある。しかしながら、複数の金融機関による再建計画が実施されている場合に、金利減免債権が全くの第三者に売却されることは、再建計画の円滑な進捗に支障を生じかねない。

このため、ノンバンク等の経営再建を進める中で、関係金融機関が各ノンバンク等の再建計画と整合性をとりつつ、財務体質の改善を図るため、特別目的会社（再建計画の実行を管理する会社）を設立し、これに対して金融機関が抱えるノンバンク等向け金利減免債権を流動化することについて検討する。

3. 資金の円滑な供給

金融機関が経済活動に必要な資金を円滑に供給し、経済の将来的な発展に資することは、金融機関の使命であり、そのために次のような角度から、必要な環境整備を図っていく。

① 中小企業等の資金需要に対応する融資態勢の強化

金融機関が、健全な融資先に対して積極的な融資姿勢で臨み、新規事業の展開を助けたり、経営の健全性維持等に前向きに協力することは、景気回復に寄与することになるのみならず、当該金融機関の将来の発展にとっても不可欠であると考えられる。

金融機関においても、従来から融資態勢の強化に努めてきたが、今後、中小企業を含む企業の資金需要に適時適切に対応できるよう、担保を偏重せず事業の将来性等に着目する姿勢の下に、融資態勢を一層強化するよう要請する。

② 信用補完制度の拡充による融資の円滑化

今後、金融面から景気回復に寄与していくためには、借入企業の信用力を補完することにより、融資の一層の円滑化を図っていく必要がある。このため、担保に余裕がない中小企業に対する融資に係る信用保証協会の信用保証制度を拡充するなど必要な措置を講じ、

民間金融機関がこれを積極的に活用するよう求めめる。

③ 優先株等の活用による自己資本の充実

金融機関が、経済活動に必要な資金を円滑に供給していくためには、自己資本の充実に努めることが極めて重要である。

金融機関の自己資本比率は、現在、株式含み益を除いても 8 % の B I S 基準に近づきつつあるが、今後とも、その方向で金融機関が努力することが望ましい。このため、金融機関が、株式市場の動向等を踏まえつつ、優先株や永久劣後債の発行等自己資本充実手段の多様化を図ることにより、自己資本の一層の充実に努めるよう求める。

協同組織金融機関についても、内部留保を拡充することにより、自己資本の充実を図る。

④ 土地関連融資に係るトリガー方式の適用停止

最近の地価動向等を踏まえて、良質な住宅・宅地供給や土地の有効利用を促進するため、実需に見合った土地取引に必要な資金を円滑に供給する観点から、当分の間、土地関連融資に係るいわゆるトリガー方式の適用を停止する。

⑤ 地方公共団体への資金供給の円滑化

銀行の自己資本比率規制における地方公共団体向け債権のリスク・ウェイトを、その実態に即して引き下げ、地方公共団体の民間からの資金調達の一層の円滑化を図り、地方公共団体による公共事業の執行、公共用地の先行取得等に資することとする。

⑥ 貸付債権の流動化

金融機関の貸付債権の流動化については、これまでも、信託方式などが順次導入されてきたが、今後とも流動化を促すことにより、金融機関の自己資本比率の向上及び金融仲介機能の強化を図り、資金の円滑な供給に資することとする。

4. 金融機関の経営体質の強化

今後、金融機関は、次のような対応により経営体質の強化を図り、不良資産問題の解決

に向けて全力を上げて取り組んでいく必要がある。

① 実態に即した決算処理

金融機関の決算に当たっては、今後とも、配当性向基準の適用一時停止を継続するとともに、決算対策のための安易な益出しについては引き続き抑制を徹底するよう要請する。金融機関は、決算において、いわゆる横並び意識にとらわれることなく、今後とも実態に即した決算処理に努め、所要の不良資産の処理を積極的に進めることにより利用者等の信頼を確保していく必要がある。

② 経営の合理化

不良資産問題を可能な限り早期に解決し、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るとともに、金融自由化によって増大するリスクに適確に対応していくためには、金融機関は徹底した合理化を進めるとともに、経営のリストラクチャリングを進め、経営体質を強化していく必要がある。このため、金融機関に對して、最大限の経営努力を求める。

③ 自由化を生かした業務展開

金融機関が、金融制度改革の実施及び預金金利自由化等の金融自由化の進展によって拡大した経営上の選択肢を生かし、新商品の開発や新規業務への展開を図っていくことは、利用者ニーズに応えるものであるとともに、経営体質の強化につながる。このため、金融機関の積極的な自由化対応を期待するとともに、当局としても前向きに金融機関の自由化対応に協力する。

なお、このような金融機関の自主性が最大限発揮されるよう、金融自由化等の規制緩和については、引き続き着実に進めていくものとする。

④ 長期的な経営戦略

金融自由化が進む中で、金融機関は、長期的な経営戦略を構築し、経営資源の効率的な配分を図っていく必要がある。その際、金融機関の経営を刷新し、抜本的な活性化を図る観点から、合併等を選択する金融機関に対し

ては、その円滑な実現のために当局としても可能な限り支援、協力をう。

5. 信用秩序の維持

当局は、金融機関の経営上の問題が、信用秩序に対する信頼に影響を及ぼすことのないよう、日本銀行と緊密な連携をとりつつ、適切な指導、助言等を行うとともに、必要な環境整備にも努め、万全を期す所存である。

また、経営上重大な困難に直面した金融機関については、徹底した自助努力を前提に、

預金保険機構による合併等への資金援助などを含む適時適切な措置を講じていくものとする。

◆平成6年度政府経済見通しについて

政府は、2月10日、「平成6年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しに含まれる主要指標は以下のとおり。

主要経済指標

	平成4年度 (実績)	平成5年度 (実績見込み)	平成6年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成5年度	平成6年度	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1. 国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	465.4	470.5	488.5	1.1	0.2	3.8	2.4
民間最終消費支出	266.4	271.6	282.3	1.9	0.9	4.0	2.4
民間住宅	22.8	24.7	26.2	8.2	8.5	6.3	5.2
民間企業設備	83.3	76.4	76.5	△ 8.3	△ 7.2	0.1	0.1
国民総生産	470.1	475.1	494.0	1.1	0.2	4.0	2.6
2. 雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6583	6630	6675	0.7		0.7	
就業者総数	6437	6450	6495	0.2		0.7	
3. 鉱工業	%	%程度	%程度	—		—	
鉱工業生産指数	△ 6.3	△ 4.0	1.8	—		—	
4. 物価	%	%程度	%程度	—		—	
総合卸売物価指数	△ 1.5	△ 3.2	0.2	—		—	
消費者物価指数	1.6	1.2	1.5	—		—	
5. 国際收支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
经常收支	15.6	14.4	13.8	—		—	
貿易收支	16.9	15.4	15.0	—		—	
輸出入	41.8	38.2	39.6	△ 8.7	3.7		
輸入	24.9	22.8	24.6	△ 8.3	7.9		

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文(略)において表明されている経済運営の下で想定された平成6年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆平成5年度一般会計第三次補正予算および財政投融資計画追加について

補正予算および財政投融资計画追加の政府案を閣議決定した。同政府案は2月15日に国会に提出され、2月23日に成立した。その概要は以下のとおり。

平成5年度一般会計第三次補正予算

(单位 億円)

				増減(△)額
歳入	1. 税外債	収入金		32 21,820
合計				21,852
歳出	1. 公共事業等の追加費等 (1) 一般公共事業関係 (2) 施設費 2. 中小企業等特別対策 3. 国際化対応緊急農業対策 (1) 公共事業等の追加費等 (2) 農林漁業金融公庫等出資 4. 産業投資特別会計へ繰入費 5. 都市開発資金融通特別会計へ繰入費 6. 明るい選挙推進委託 7. 既定経費節減 合計			19,201 15,000 4,201 821 1,438 1,245 193 191 291 18 △ 108 21,852

平成5年度財政投融資計画追加

(单位 億円)

(注) 住宅金融公庫については、弾力条項に基づく追加。

◆日経株価指数300先物・オプションの上場について

大阪証券取引所は、2月14日、日経株価指数300を対象にした先物・オプションを上場した。

◆平成6年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案の決定について

政府は、2月15日、平成6年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案を閣議決定した(大蔵原案の内示は2月10日)。その概要は以下のとおり。

平成6年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		6年 度	平成5年度 当初予算比 増減(△)率
歳 入	租税および印紙収入	536,650	△ 12.5
	その他の収入	57,737	97.6
	うち国債整理基金特会受入 ^(注)	1,725	△ 7.6
	その他の収入	56,012	104.8
	公債金	136,430	67.8
	合 計	730,817	1.0
歳 出	一般歳出	408,548	2.3
	うち社会保障関係費	134,816	2.6
	恩給関係費	17,620	△ 0.8
	文教・科学振興費	59,578	2.4
	防衛関係費	46,835	0.9
	公共事業関係費	77,546	4.7
	経済協力費	9,992	4.4
	中小企業対策費	1,877	△ 3.8
	エネルギー対策費	6,759	3.2
	食糧管理費	2,743	△ 11.9
	その他の事項経費	47,282	1.5
	予備費	3,500	0.0
	国債費	143,602	△ 7.0
	地方交付税交付金	127,578	△ 18.3
	産業投資特別会計へ繰入等 ^(注)	35,641	158.6
平成4年度決算不足補填繰戻		15,448	—
合 計		730,817	1.0

(注) NTT無利子融資制度。産業投資特別会計繰入等には、NTT無利子融資事業のうち、一般財源を以って行われた額(11,275億円)および既往のNTT無利子融資の償還時補助金(22,641億円)を含む。

平成6年度財政投融資計画

(単位 億円、%)

		6 年 度	平成 5 年 度 当初計画比 増減(△)率
原 資 内 訳	産業投資特別会計	557	△ 3.5
	資金運用部資金	363,705	△ 3.4
	うち郵便貯金	100,000	△ 3.8
	厚生年金・国民年金	71,700	△ 0.3
	簡保資金	86,820	23.1
	政府保証債・政府保証借入金	27,500	37.5
	うち政府保証債	27,500	37.5
	政府保証借入金	—	—
	合 計	478,582	4.6
運 用 先 別	住宅関連機関	103,865	25.0
	うち住宅金融公庫	89,632	29.8
	住宅・都市整備公団	14,233	1.5
	中小企業関連機関	59,945	10.4
	うち国民金融公庫	30,000	10.6
	中小企業金融公庫	24,870	12.5
	環境衛生金融公庫	3,602	10.6
	その他の公庫・銀行	43,827	0.4
	うち日本開発銀行	20,720	2.2
	日本輸出入銀行	13,800	△ 3.5
内 訳	その他の公団・事業団等	106,951	△ 6.2
	うち日本道路公団	22,280	△ 7.8
	首都高速道路公団	5,219	7.6
	日本鉄道建設公団	1,859	20.3
	年金福祉事業団	27,787	6.1
	日本国有鉄道清算事業団	12,550	△ 31.8
	地方公共団体	79,494	12.2
	うち地方公共団体	65,000	14.0
	公営企業金融公庫	14,494	4.6
	資金運用事業分	84,500	△ 7.9
	うち郵便貯金特別会計	50,000	5.3
	年金福祉事業団	19,500	△ 19.6
	簡保福祉事業団	15,000	△ 25.0
	合 計	478,582	4.6

◆自己株式取得等の規制緩和について

法制審議会（法務大臣の諮問機関）は、2月16日、自己株式取得等の規制緩和を目的とする「商法及び有限会社法の一部を改正する法律案要綱」を取りまとめ、法務大臣に答申した。

また、証券取引審議会（大蔵大臣の諮問機関）は、2月21日、総会を開催し、「自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について」と題する同審議会公正取引特別部会の報告書を了承し、大蔵大臣に答申した。

◆平成6年度税制改正の要綱について

政府は、2月18日、平成6年度税制改正の要綱を閣議決定した。同要綱は、「当面の経済状況等を踏まえた政策的要請に応えるため、所得税減税、相続税減税等を実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとして税制改正を行うこと」を内容とするもの。

◆現行金利一覧 (6年3月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21 (2.5)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21 (2.75)
短期プライムレート	3.0	5.12. 9 (3.375)
長期プライムレート	4.4	6. 3. 10 (3.8)
住宅ローン		
・固定金利型	5.46	5.12. 10 (6.06)
・変動金利型	3.8	5.12. 10 (4.8)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	4.4	6. 3. 10 (3.8)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	4.4	6. 3. 10 (3.8)
・住宅金融公庫	3.6	6. 1. 26 (3.75)
資金運用部預託金利(期間3年~5年) (期間5年~7年) (期間7年以上)	3.55 3.6 3.65	6. 1. 26 (3.75) 6. 1. 26 (3.8) 6. 1. 26 (3.85)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・普通預金	0.22	5.10. 18 (0.26)
・貯蓄預金 30万円タイプ 10万円タイプ	1.56 1.56	6. 3. 7 (1.56) 6. 3. 7 (1.56)
・定期積金	2.04	5.10. 18 (2.28)
・市場金利連動型定期積金 3年未満	1.07	6. 3. 7 (1.20)
3年以上	1.16	6. 3. 7 (1.30)
・通知預金	0.47	5.10. 18 (0.51)
郵便貯金金利		
・積立貯金(1年)	1.15	6. 3. 7 (1.28)
・通常貯金	1.32	5.10. 18 (1.56)

◆公社債発行条件

(6年3月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈3月債〉 <u>4.479</u> 4.1 <u>97.38</u>	〈2月債〉 3.904 3.7 98.53
割 引 国 債 (5年)	応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 3.002 2.421 86.25	〈11月債〉 3.487 2.804 84.25
政府短期証券(60日)	応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈9月24日発行分~〉 1.629 1.625 99.7329	〈2月15日発行分~〉 2.384 2.375 99.6096
政府保証債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈3月債〉 <u>4.472</u> 4.4 <u>99.50</u>	〈2月債〉 4.035 4.0 99.75
公募地方債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈3月債〉 <u>4.486</u> 4.4 <u>99.40</u>	〈2月債〉 4.049 4.0 99.65
利付金融債(3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈3月債〉 <u>3.200</u> 3.2 100.00	〈2月債〉 2.700 2.7 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈3月債〉 <u>3.500</u> 3.5 100.00	〈2月債〉 2.900 2.9 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈3月後半債〉 1.853 1.522 1.81 <u>98.17</u>	〈3月前半債〉 1.853 1.522 1.81 98.19

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀のなかで最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても通常貯蓄貯金として取扱い。

- (注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については5年11月債以降、募集債の計数。

海 外

◆米国連邦準備制度理事会、1994年のマネーサプライ目標値等を公表

グリーンスパン F R B 議長は、本年 2 月、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期報告書を議会に提出するとともに、下院および上院銀行委員会（各22日、24日）において証言を行った。これらの概要は以下のとおり。

1. 94年の経済動向（表1）

米国景気は、前回報告時（93年 7 月）以降、はっきりと改善を示している。1～2 月は、寒波、地震の特殊要因はあるものの、景気の前向きの勢いは損なわれておらず、需要拡大に伴い、雇用環境も好転を続けている。

93年前半にみられた一部物価指標の強まりは、一時的な現象にとどまり、93年中の C P I の伸びは、2.75%と86年以来の低い伸びにとどまった。物価については、ここ数か月間でいくつかの商品価格や一部の物価指数が強含んでいるが、こうした動きは、インフレ率上昇の先行指標というよりも、むしろ受注や経済活動が強いことを示すものと考えるべきである。ユニットレーバーコストは生産性の高い伸びを映じて抑制されおり、広義通貨の増加

テンポもなお緩慢である。

こうしたことから、94年についても、適度な成長率とインフレの抑制が持続するものと予測している。

2. 94年の金融政策運営（表2）

この間、引き続きマネーや信用総量の動向をモニターし続けるものの、94年は前年同様、こうした指標の動きに政策運営上大きなウエイトを置いていくとは考えられない。一方、期待インフレ率は、実際の物価上昇率以上に、先行きを示す性格を有しており、金融政策の効果の発現にはかなりのラグがあることを考えると、計測上困難な問題もあるがひとつのガイドとなり得る。この面からは、現状、アップサイドリスクもあることを勘案すると、実質短期金利は今後低下するよりも上昇する可能性が高いといえよう。

94年中のマネーサプライの目標レンジについては、M₂、M₃、国内非金融部門の負債残高（モニタリングレンジ）とも、93年 7 月に設定した暫定的な目標値のまま据え置いた。このうち、M₂およびM₃については、昨年よりも増加スピードが幾分速まる可能性がある。もっとも、支出活動と広義通貨指標との間の関係は依然として不安定であろう。

(表1)

F R B の主要経済見通しの推移

(単位 第4四半期対比 %<失業率は第4四半期平均>)

	1992年	93年			94年	
	(実績)	93年2月 → 93年7月 → (実績)			93年7月 → 94年2月	
実質 G D P	3.9	3.0 ~3.25	2.25~2.75	2.8	2.5 ~3.25	3.0 ~3.25
C P I 総合	3.1	2.5 ~2.75	3.0 ~3.25	2.7	3.0 ~3.5	3.0%程度
失業率	7.3	6.75~7.0	6.75	6.5	6.5 ~6.75	6.5 ~6.75

(注) CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

(表2)

マネーサプライの目標レンジ

(単位 第4四半期対比 %)

	1992年		93年		94年	
	92年7月 → (実績)	93年7月 → (実績)	93年7月 → 94年2月			
M2 M3	2.5~6.5 1.0~5.0	1.9 0.5	1.0~5.0 0.0~4.0	1.4 0.6	1.0~5.0 0.0~4.0	1.0~5.0 0.0~4.0
国内非金融部門 負債残高 (モニタリングレンジ)	4.5~8.5	5.0	4.0~8.0	4.9	4.0~8.0	4.0~8.0

◆フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、オーストリアのEU加盟交渉が妥結

EU(欧州連合)との間で加盟交渉を行っていた4か国(フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、オーストリア)のうち、ノルウェーを除く3か国が3月1日に、またノルウェーも同16日にそれぞれ妥結に至った。

今後、4か国は所要の手続きを経て^(注)、EUに正式加盟する予定(95年1月1日が加盟目標期日)。

(注) 欧州連合条約に規定されているEU正式加盟までの主な手続きは以下のとおり。

- ①閣僚理事会が、欧州委員会の諮問および欧州議会の承認を経て、4か国の加盟を全会一致で採択。
- ②EUと4か国間で具体的な加盟条件等を定めた加盟条約を締結し、EU12か国および4か国において同条約を批准(4か国とも同条約批准に関する国民投票を実施する予定)。

◆フランス銀行、ベルギー国立銀行、政策金利を引き下げ

フランス銀行、ベルギー国立銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた(上段発表日、かつこ内は実施日)。

・フランス銀行 3月24日
(24日)

市場介入金利 6.10%→6.00%

・ベルギー国立銀行 2月25日 3月1日 3月9日
(25日) (1日) (9日)

中心金利 6.55%→6.40%→6.25%→6.15%
限度内貸出金利 8.05%→7.90%→7.75%→7.65%

◆シンガポール政府、94年度予算案を発表

シンガポール政府は2月23日、94年度(94年4月~95年3月)予算案を議会に提出した。本予算案によれば、歳入が前年度比+4.1%と小幅の伸びにとどまる一方で、歳出が開発支出の大幅増加を受けて前年度比+19.0%の高い伸びとなっている。この結果、財政収支は22億シンガポール・ドルと、前年度(41億シンガポール・ドル<実績見込み>)に比べ黒字幅を縮小する見通し。

歳入、歳出面の特徴点は以下のとおり。

(1) 嶢入

4月から大型間接税GST(Goods and Services Tax、税率3%)が導入されるが、同時に法人税、個人所得税、固定資産税等の減税措置も実施されることから、全体では前年度比小幅の増加にとどまる見通し。

(2) 歳 出

インフラ整備や公共住宅建設、研究開発向け支出等を中心に開発支出が前年度比+35.5%と大幅に増加するほか、運営支出も人件費の上昇や社会保障関連支出の増加を主因に前年度比+11.1%の伸びとなる見通し。

シンガポールの1994年度予算案

(単位 億シンガポール・ドル、%)

	金額	前年度比
歳 入	189	4.1
うち 税 収	157	3.4
手数料等	24	3.3
歳 出	168	19.0
運 営 支 出	106	11.1
開 発 支 出	62	35.5
財 政 収 支	22	—